

育児支援家庭訪問事業のご案内



子育てヘルプ



体と心を休めて、子育てを楽しく

この事業は、養育支援が必要である家庭に支援を行うことで養育者の負担を軽減するとともに、その家庭において養育者の自立と安定したこどもの養育が行えることを目的に、ヘルパーの派遣により家事・育児の援助を行い、生活の安定に向けて支援します。

● 対象となる家庭

芦屋市に住民票のある方で、親族等からの援助が期待できず、他の子育て支援サービスの利用だけではお子さんの適切な養育が困難であり、次のいずれかに該当する家庭が支援対象になります。

産前ヘルパー	産前のひどいつわりや切迫早産などのため安静が必要で、家事が困難な家庭
産後ヘルパー	出産前後で母体が回復するまでの期間(産後4か月まで)で、親族からの援助を受けることが難しい家庭
育児支援ヘルパー	0～18歳までのこどものいる世帯で、養育者が育児ストレス、産後うつ、育児ノイローゼ等によって、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭

● ご利用方法



※申請からヘルパー派遣までは2～3週間程度要します。余裕をもってお申込みください

● 支援内容

家事支援



掃除、部屋の片づけ
洗濯、取り込み、
買い物、ゴミ出し、
調理(下ごしらえ、配膳、片付け等)
その他必要な家事支援



育児支援



産前産後の育児のお手伝い
お世話
(授乳準備及び片付け、おむつ交換、沐浴介助等)
家庭内での子どもの見守り・託児
幼稚園・保育園等への送迎



● 利用規定



ヘルパーを派遣する回数や時間などについては下記のとおりです。

利用時間	1日2回まで、1回2時間まで
上限回数	最大15回まで(産後ヘルパーにおける多胎児家庭は30回まで)
利用期間	産前ヘルパー: 決定日～出産予定日の前日まで 産後ヘルパー: 出産日～4か月まで(多胎児家庭は出産日～1年以内まで) 育児支援ヘルパー: 家庭の状況に応じて決定(※最大で決定日～1年以内まで)
利用可能日	月曜日～金曜日(12月29日～1月3日及び土日祝日除く)
利用可能時間帯	午前8時～午後6時まで

※回数や日時は、訪問を行うための支援計画で決定します

● 利用料金

所得に応じて利用料金は決まります。

利用された月ごとに市から納付書を送りますので、金融機関の窓口でお支払いをお願いします。



所得状況(生計を同じにしている世帯全員)	利用者負担額 (1時間あたり)
生活保護法の規定による生活扶助を受けている世帯及び 当該年度分の市町村民税非課税世帯又は均等割額のみ課税世帯	0円
当該年度分の市町村民税所得割額が 77,100円以下	850円
当該年度分の市町村民税所得割額が 77,101円以上	950円

【申請前にご確認ください】

申請日が7月1日～12月31日で、その年の1月1日に芦屋市に住民票がない方もしくは申請日が1月1日～6月30日で、前年の1月1日に芦屋市に住民票がない方は、世帯全員の課税証明が必要になります。

問い合わせ先

芦屋市呉川町14番9号
芦屋市保健福祉センター内

こども家庭総合支援担当

TEL : 0797-31-0611

FAX : 0797-31-0647

